

都道府県における自然災害の被災者に対する独自の生活再建支援制度について

1 . 支援法のスキームと類似した制度を実施（7 団体）

福島県、静岡県、島根県、広島県、山口県、愛媛県、高知県

（対象災害・対象地域拡大・支援制度と併給なし）

福島県、静岡県、島根県、広島県、山口県、高知県

（被害程度拡大・年収要件緩和・支援制度と併給可）

愛媛県

2 . 独自制度を実施（11 団体）

東京都、新潟県、福井県、岐阜県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、福岡県、大分県

3 . 見舞金的制度を実施（5 団体）

北海道、大阪府、岡山県、宮崎県、鹿児島県

住宅本体を対象とした制度を実施（11 団体）

東京都、新潟県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県

支援制度との併給で支援制度限度額を超える受給が可能な制度を実施（11 団体）

東京都、新潟県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、愛媛県、大分県

都道府県における自然災害の被災者に対する独自の生活再建支援制度について

実施主体	制度名	対象災害	対象地域	対象となる世帯			対象となる経費			支給額		支給実績(平成18年12月31日現在)			負担割合	備考
				被害程度	収入 年齢	その他	対象経費 (支援法と同じ、異なる×)	支援法対象経費以外で 対象となる経費	住宅本体 (あり、なし×)	最大支給額	支援制度と 併給の場合の 合計最大支給額	適用災害数	支給世帯数	支給金額 (千円)		
国	被災者生活再建支援制度	災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 5世帯以上の住宅全壊被害が発生し、～に隣接する市町村(人口10万未満に限る)における自然災害	対象災害が発生した市町村	全壊、大規模半壊	年収500万円以下の世帯 年収500万円超700万円以下で世帯主が45歳以上又は要援護世帯 年収700万円超800万円以下で世帯主が60歳以上又は要援護世帯		物品の購入費又は修理費 医療費 住居移転費又は交通費 住宅賃借の場合の礼金 民間賃貸住宅の家賃(仮住まいのための経費) 住宅の解体(除去)撤去・整地費 住宅の建設、購入のための借入金等の利息 ローン保証料その他住宅の建替等にかかる諸経費	-	×	300万円	-	16災害	9,030	9,448,652	国 基金 1:1	三宅島噴火災害における備島世帯への支援(長期避難世帯解除特例)を含む。
北海道	北海道自然災害に伴う住家被害見舞金	自然災害	道内全域	全壊、半壊	制限なし		×	制限なし	-	20万円	320万円	9災害	480	43,840	道単独	
福島県	生活再建給付金 実施主体は財団法人 備考欄参照	県内で支援法が適用された災害	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ			-	×	300万円	併給なし	実績なし			備考欄参照	県・市町村の拠出によって設立した財団(財団法人福島県罹災救助基金協議会)による制度。 出資割合 県:市町村 = 1:2
東京都	東京都三宅島災害被災者 備島生活再建支援金	平成12年度三宅島噴火災害 (H17.2備島時から適用)	三宅村	住宅に著しい被害を受けた世帯	年収1,000万円以下世帯	自己所有かつ居住する住宅	×	住宅の新築、改築、修繕及び住宅附帯設備の修繕、購入費		150万円	450万円	当該災害のみ	771	1,106,535	都単独	支援法対象経費は対象外
新潟県	新潟県被災者生活再建支援事業補助金	平成16年度7.13豪雨災害	支援法適用市町村 に準じた被害を受けた市町村 で知事が特に認める市町村	全壊、大規模半壊、半壊、 床上浸水(水害のみ)	制限なし		×	市町村長が生活再建のために特に必要と認めた物品の購入費等 住宅の改築補修費 市町村長が住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な諸経費として認めた経費	100万円	400万円	当該災害のみ	6,241	3,290,239	県:市町村 2:1	制度創設は、個別に被害の規模等を勘案し判断 支給世帯数はH18.10.31現在	
	新潟県中越地震被災者生活再建支援事業補助金	平成16年度新潟中越地震									当該災害のみ	18,349	10,050,438	県:市町村 2:1		
	新潟県6.27梅雨前線豪雨災害被災者生活再建支援事業補助金	平成17年度6.27梅雨前線豪雨災害									当該災害のみ	155	41,942	県:市町村 2:1		
福井県	被災者住宅再建補助金	平成16年度福井豪雨災害	県内全域	全壊、半壊、一部損壊、床上浸水	制限なし	自己所有かつ自ら居住する住宅に被害を受けたもので、自らの居住に供するために補修又は同一市町村内に住宅を新築・購入したもの	×	住宅本体の建設・購入費、補修費 半壊、一部損壊、床上浸水の世帯に対して家財道具等購入費	400万円	400万円	当該災害のみ	2,880	1,646,680	県:市町村 2:1		
岐阜県	岐阜県被災者生活住宅再建支援制度補助金	県内で支援法が適用された災害	県内全域	床上浸水以上	支援法と同じ		×	住宅の建設・購入費、補修費	100万円	400万円	1災害	290	78,872	県:市町村 2:1		
静岡県	被災者自立生活再建支援事業費助成	全壊、半壊解体、大規模半壊の被害が発生した自然災害	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ			-	×	300万円	併給なし	1災害	1	2,209	県単独	
	被災者住宅再建支援事業費助成	支援法が適用された災害	支援法と同じ	半壊以上	支援法と同じ		×	住宅の建設・購入費、補修費	50万円	350万円	実績なし			県:市町村 1:1		
	被災者住宅再建事業費助成	平成16年度台風第22号	県内全域	半壊以上	年収800万以下	要援護世帯又は高齢者世帯	×	住宅の建設・購入費、補修費	50万円	350万円	当該災害のみ	69	32,957	県:市町村 1:1		
三重県	三重県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金	平成16年度台風第21号	支援法適用市町村 支援法施行令第1条第1項第2号に定める被害の1/2以上(全壊世帯5以上)の被害があった市町村 救助法施行令別表第3に定める住家の滅失世帯数が生じた市町村	全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水	支援法と同じ		×	住宅本体の建設・購入費、補修費(特に市町村が認める場合)	100万円	400万円	当該災害のみ	1,552	267,347	県:市町村 2:1		
京都府	地域再建被災者住宅等支援事業補助金	平成16年台風第23号 (広範囲にわたり甚大な被害が発生し、複数の市町村に災害救助法の適用があったこと)	県内全域	床上浸水、一部損壊以上	制限なし		×	住宅の再建・購入費、補修費	300万円	600万円	当該災害のみ	3,676	1,461,000	県:市町村 2:1		
大阪府	大阪府災害見舞金	自然災害(災害弔慰金の支給等に関する法律第2条に規定する災害)	10世帯以上の住家が滅失した市町村 (但し、知事が特に必要と認めた場合は例外あり)	全壊、半壊、床上浸水	制限なし		×	制限なし	-	10万円	310万円	2災害	269	13,450	府単独	
兵庫県	兵庫県居住安定支援制度 補完事業	自然災害で知事が特に定めるもの	県内全域(支給対象となる被害が発生した市町村)	支援法と同じ	年収800万以下		×	住宅の再建・購入・新築または補修に要する経費	200万円	300万円	4災害	1,342	1,091,068	ケースにより異なる	支援法支給要件を満たす世帯に対する建築費、全壊補修に係る経費で、支援法支給限度額との差額相当分 県単独 上記以外 県:市町 = 2:1	
	兵庫県住宅再建等支援金 事業	平成16年度中の自然災害で知事が特に定めるもの	県内全域(支給対象となる被害が発生した市町村)	全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水で損害割合が10%以上20%未満	年収800万以下		×	住宅の再建・購入・新築または補修に要する経費	100万円	400万円	4災害	4,828	2,341,367	県:市町村 2:1		
鳥取県	鳥取県被災者住宅再建支援制度	県内で10戸以上の住宅が全壊した災害 その他被災地域の崩壊と招くとともに市町村財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので、知事が市町村に協議して指定した災害	対象災害の場合、県内全域 対象災害の場合、指定された市町村 (但し、被災者住宅再建支援事業を条例で定めている市町村)	原則、全壊、半壊、一部破損 (知事が市町村に協議して別途定めることができる)	制限なし	住宅の所有者	×	住宅本体の建設・購入費、補修費	300万円	600万円	実績なし			備考欄参照	基金:(拠出割合 県1/2、市町村1/2)8/10 補助金:(補助率 県1/10、市町村1/10): 2/10	
島根県	島根県被災者生活再建支援交付金	支援法による支援対象となる被害が発生(1世帯でも可)した自然災害	支援法適用外の市町村(かつ支援法と同等の支援金を支給する市町村)	支援法と同じ	支援法と同じ			-	×	300万円	併給なし	1災害	未定	未定	県:市町村 1:1	

都道府県における自然災害の被災者に対する独自の生活再建支援制度について

実施主体	制度名	対象災害	対象地域	対象となる世帯			対象となる経費			支給額		支給実績 (平成18年12月31日現在)			負担割合	備考
				被害程度	収入 年齢	その他	対象経費 (支援法と同じ、異なる×)	支援法対象経費以外で 対象となる経費	住宅本体 (あり、なし×)	最大支給額	支援制度と 併給の場合の 合計最大支給額	適用災害数	支給世帯数	支給金額 (千円)		
岡山県	生活再建支援給付金補助事業	平成16年度台風第16号	床上浸水の被害があった市町村	床上浸水による甚大な被害を受けた世帯	支援法と同じ		×	畳、ふすまの張替え又は取替え 日常生活に必要なつやむを得ない住宅の応急修理に要する経費	-	10万円	併給なし	当該災害のみ	3,023	289,293	県単独	
広島県	広島県被災者生活再建支援補助金	県内で支援法が適用された災害	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ			-	×	300万円	併給なし	1災害	4	1,895	備考欄参照	市町が県制度と同様の制度を設け支援をする場合に、県も支援する。
山口県	山口県被災者生活再建支援金支給事業補助金	県内で支援法が適用された災害	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ			-	×	300万円	併給なし	1災害	2	253	県:市町村 1:1	市町が県制度と同様の制度を設け支援をする場合に、県も支援する。
徳島県	徳島県住宅再建特別支援事業補助金	平成16年台風第10号、16号、18号、21号、23号 平成18年4月11日豪雨 (防災の都度、対象とどうかを判断)	県内全域	半壊以上	制限なし		×	住宅本体の建設・購入費、補修費		225万円	300万円	5災害	244	121,956	県:市町村 2:1	
愛媛県	平成16年度愛媛県被災者生活再建緊急支援事業費補助金	県内で支援法が適用された災害	支援法と同様	床上浸水以上	世帯主の収入800万円以下			-	×	100万円	400万円	3災害	2,221	336,994	県:市町村:本人 2:1:1	
高知県	高知県被災者生活再建緊急支援事業補助金	平成17年台風第14号	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ			-	×	300万円	併給なし	当該災害のみ	2	860	県:市町村 1:1	
福岡県	福岡県西方沖地震に係る被災住宅応急修理支援事業補助金	平成17年福岡県西方沖地震	支援法が適用されかつ災害救助法が適用されない市町村	半壊	支援法と同じ		×	住宅本体の補修費 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の補修費	-	30万円	併給なし	当該災害のみ	19	5,691	県単独	
	福岡県西方沖地震に係る災害援護資金利子補給補助金	平成17年福岡県西方沖地震	県内全域	負傷又は住居・家財道具に被害のあった世帯	災害援護資金貸付金と同じ		×	災害援護資金貸付金の利子	×	-	-	当該災害のみ	備考欄参照		県:市町村 1:1	3年間の据置期間後に利子が発生するため、利子補給は平成20年度から発生する。 利子補助予定額:38,113千円 利子補助実施機関:H20年度～27年度
大分県	大分県災害被災者住宅再建支援事業	県内で10世帯以上の住宅が全壊した自然災害 市町村で5世帯以上の住宅が全壊した自然災害 みなし措置有り	対象災害の場合、県内全域 対象災害の場合、当該市町村	全壊、半壊、床上浸水	年収800万円以下		×	住宅新築・購入費・補修費		300万円	500万円	実績なし			県:市町村 1:1	
宮崎県	宮崎県被災者生活緊急支援事業費補助金	平成17年台風第14号	県内全域	全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水	年収800万円以下		×	制限なし	-	20万円	320万円	当該災害のみ	5,266	700,852	県:市町村 2:1	
鹿児島県	鹿児島県被災者生活支援金	県内で支援法が適用された災害	支援法適用市町村 と同一の災害で被害を受けた市町村	床上浸水以上 店舗等が同等の被害を受けた小規模事業者	年収800万円以下 小規模事業者は所得が600万円以下	支援法支給対象者を除く	×	制限なし	-	20万円	併給なし	1災害	1,505世帯 237小規模事業者	348,400	基金 県2億円 市町村2億円	